

を續行したいと思ひます。それではプリントの朱で訂正してあります分の二十四頁の第三行目、第七十七條といたるところからその次の頁の終りから二行目第八十六條第四項のところまで一つ當局の説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(鈴木俊一君) この關係のところは、選挙人が直接請求をいたした場合は手続でありまして、その一つとして議會の解散の請求を選挙人がいたします。そういたしますと、三分の一以上の選挙人が解散の請求をいたしまして、その結果法定の要件を備えておりますれば、一般投票で解散するのではないかとこの投票をするわけでありまして、その事務につきましての權限を一應地方自治委員會に附したわけでありまして、八十二條も同様であります。

八十四條の改正であります。これは今申し上げました議會の解散の請求を選挙人がいたします場合に、おきまして、期間の制限を設けておる規定であります。即ち新たに議會が成立いたしましたから、即ち議會の議員の選挙後、直ちに翌日から直ぐに解散の請求を認める、そのための署名調印を取ることを許す、こういうことになりまして、政界と申します、地方政治の安定が保たれませんので、就職後一年間だけは解散請求はできないという制限を現在いたしておるのであります。それを同じような趣旨におきまして、無投票によりまして議員ができ上つた、そして議會ができ上つた、こういう場合もやはり一般原則の適用として、當然にその就職の日から一年間は解散の請求はできない、こういうことになつておるのであります。併し無投票

票の場合におきましては、その前提として選挙という行為を経ておりませんから、即ち投票の過程を経ておりませんので、この場合は投票によつて出て来た議員の場合と、やや性質が違ひはしないか、従つてそういう場合には就職の日から一年以内の期間でありまして、解散の請求をさしていいのではありませんか、こういうわけでありまして、それから長になりましたものにつきましても、同じように解散の請求をさして差支えないのではないかと、無投票選挙の場合はちよつと性質が違ひ、こういう考え方でこの但書の規定が入つたわけでありまして。

それから八十六條は、所轄行政廳と申しますか、その期間を一應指したわけでありまして。

○委員(吉川末次郎君) 御質問ありませんか。御質問がなければ次に移りたいと思ひます。それでは次はブリートの第九十一條、二十五頁の終りの行から二十九頁の中頃の、即ち第九十條の終りまで、政府委員の説明を伺います。

○説明員(鈴木俊一君) 第九十條の規定は議會の議員定数を定めた規定であります。この規定は市會議員と町村會議員兩方併せて規定をいたしておるのであります。この第三項及び第四項に若干の修正を加えたのでございまして、第三項の但書の「第七條第一項乃至第三項の規定による處分により、著しく人口の増減があつた場合において、第一項の定数以内の数を増加することとはこの限りではない。」これは第七條第一項乃至第三項の規定と申しますと、市町村、新たに市を作りま

したり、或いは町村を設けましたり、町村を分割したりするやうな場合であります。そういう市町村の設置分合、境界變更等の處分によりまして著しく人口の増加があつた場合において、第一項の定数以内の数を増加することができるといふのが現行法でございまして、現在では著しく人口が増加するならば、議員の任期内におきましても定数の増加を妨げない、こういうのであります。丁度特定の市にある。隣接の町村を合併いたしましたして、非常に人口が増えた、こういう場合にはこの規定が働いて参るのであります。多くの場合にはそういう場合であります。多くのときは何ら支障がないのであります。今度新たに「減」といふのを加えたのであります。この減と申しますのは丁度この間東京の板橋區におきまして練馬區といふのが獨立をいたしました。そのために板橋區といふのは人口が著しく減少してしまつたことになるのであります。そういうしたと、練馬區は新しい區でありますから、新たに區會議員の選挙があります。板橋區の方では議員の任期間一切が、板橋區の方では議員の任期間一切が、議員定数の減少を認めないといふのが現行法で趣旨であります。そうなりまして、練馬區の區域が板橋區から抜けたにも拘らず板橋區は從來通りの議員定数を持たなければならぬ、こういうことになりまして、練馬區の方に假りに十人の議員が選出されておつたとしますと、その十人の議員といふものを残つた板橋區の區域から更に補缺選挙をして増員をしなければならぬ、こういうやうなことになるのであります。非常に不公平なことになるのであります。そういうことは適當でありませ

ので、そういうふうに著しく人口が減少した場合に議員の定数を減少することができ、こういうふうにしたのであります。この三項の後の方の第一項の定数以内の数の増減であります。増加となつておりますのは、増減することはこの限りでないであります。

それから又第四項の改正は「前項の但書の規定により議員の定数を減少した場合において當該市町村の議會の議員職に在る者の数が第一項の定数を超えてゐるときは、同項の規定にかかわらず、その数を以て定数とする。但し、議員に缺員を生じたときは、これに應じて、その定数は、同項の定数に至るまで減少するものとする。」この第四項の方は今の新たに任期中に議員を減少する措置を認めました關係上特に入れたのであります。今の板橋區の例を申上げますと、板橋區の人口が急激に減少をいたしましたために、假りに條例によりまして法律で定めまして定数以内の数を定める。假りに板橋區の人口が十五萬以上二十萬未満のところに入るといたしますと、四十人といふことになるわけでありまして、ところが實際は板橋區には現在五十人の議員がおつて、その中板橋より練馬區の新しくなつた方の區域から五人だけ出ておる。四十五人といふものは全部残つた板橋區の區域から出ておる。こういうふうにいたしますといふと、その場合におきましては人口の比重で参りますと、あとに残つた板橋區は四十人にならなければならぬわけでありまして、で今申しました例にありまして、四十五人現在おるといふことになりまして、その五人の議員といふも

の存続はやはり認めて行かなければいけないと思ひます。なぜかと申しますと、やはり四年の任期を以て選挙せられた議員でありまして、その議員の既得の地位を尊重いたします趣旨から申しますと、やはりこれは從來その團體の議員であり、而もその區域内に住所を持つておりますならば、数が減つてもその任期間は少くともこれを保證してやるべき必要だと思ひます。併しその後段々議員が辭職したり、或いは死亡したりして、減つて來ましたならば、四十人になるまで逐次減つた数を以て定数とする。四十三人になれば、そのときは四十三人が定数、四十人になつたときに初めて定数と實際の数が一致になる。こういうわけでありまして、若し四十人以上に減少して行くなれば、それから先は補缺選挙でその定数を維持して行く。こういうことになるわけでありまして、そういう趣旨の改正が九十一條の三項と四項であります。

それから九十六條の改正は第八條の點であります。「普通地方公共團體の區域内の團體等の活動の綜合調整に關すること。」、この團體といふのは、公共的といふ字句を冠したのであります。これは固より議會がその團體の區域内の團體等の活動の綜合調整をするといふのであります。全く純粹の私目的のために在してありますクラブとか、そういうやうなものでもここで活動の調整をしようといふ趣旨では

いたしましては、このように規定をい

から第七項は都道府縣相互の規定であ

定をいたさなかつたのであります。こ

人

の發言を請求する場合に、これを準

になつておるのであります。併し無投
しますと、市町村、新たり市を作りま
す。そういうことは適當でありませ
なりす。その五人の議員というも
で活動の調整をしようという趣旨では

ございせん。やはり何らかの公共的活
動をする團體の活動が、相互に矛盾衝
突したりすることがないように綜合調
整をしようというのでありまして、公
共的文句はありませんで、これは
當然のものでありますけれども、よりそ
の趣旨を明瞭にならしめようというこ
とで公共的という字句を冠せたのであ
ります。

それから第九十七條の第二項でござ
います。それは「歳入歳出豫算につい
て、増額してこれを議決することを妨
げない。但し、普通地方公共團體の長
の歳入歳出豫算の提出の権限を侵すこ
とはできない。」いわゆる豫算の増
額修正権を法律に明らかに書いた點で
ございす。この點は大臣の説明、局
長の説明の中に詳細申上げてござい
すので、特に説明を省略いたしたいと
存じます。

第九條であります。この第二項
乃至第九項の規定は地方公共團體がい
ろいろ審査をいたしました事務の調
査をいたしましたために、選挙人その他
の關係人の出頭及び証言並びに記録の
提出を請求する権限を現在書いておる
のであります。併しながらこれにつき
ましては何らかの制限をいたしてあ
りませんで、強制力がないのでありま
す。それではやはり十分であるとい
う考えから、今回特にこの第二項以下
の規定を設けまして、或る程度制裁を
加えまして、その保障によつて完壁を
期をう、こゝういふ趣旨の改正をいた
さうと思つてあります。第二項の「民
事訴訟に關する法令の規定中證人の訊
問に關する規定は、前項の規定により
議會が當該普通地方公共團體の事務に
關する調査のため選挙人その他の關係

人の證言を請求する場合に、これを準
用す。但し勾引又は過料に關する規定
はこの限りでない。」今回國會法に
つきまして、大體この趣旨の規定が
挿入せられるやに聞いておるのであり
まして、大體その改正の方向に則りま
して第二項を入れたのであります。即
ち民事訴訟中の證人の訊問に關する
規定を準用する。併し勾引とか過料と
かいうような事々しい規定、裁判所に
おいてのみ是認せられるような規定
は、地方自治の議會においてさうい
う規定を設けることは不當であるとい
考へまして、特に入れなかつたのであ
ります。三項の改正であります。その
これは第二項によりまして、民事訴訟
に關する規定が準用せられます。その
一つに、この法令の規定によつて先ず
宣誓をしなければいけない、こゝうい
うことになるのであります。さうして宣
誓をいたしましたならば、丁度刑法の
偽證罪の規定と同じように、法令の規
定によつて宣誓をいたしました選挙人
その他、關係人は、若し虚偽の陳述を
いたしましたときには三月以上十年
以下の懲役に處する。こゝういふこと
にいたしましたのであります。これは刑法
偽證罪の規定と全く同様であります。
第四項に「前項の罪を犯した者が議
會において調査を終了した旨の議決が
ある前に自首したときは、その刑を輕
減し又は免除することが出来る。」、
こゝういふような規定をいたしたので
あります。これも刑法にありますが規定と
概ね同様であります。このように一旦
議會に出頭して参りました選挙人が、
虚偽の陳述をした場合にのみこれを處
罪いたしました。議會に出頭して來な
かつた選挙人に對する處罰の制裁は規

定をいたさなかつたのであります。こ
れは府縣の場合とはちがひいたしま
して、市町村の議會の場合などを考へ
ます。こゝういふことは、さういふ
なかつたから制裁を加へられ、刑罰に
觸れるといふことは、これはどうも餘
り強いのではないかと。又地方自治の立
場から申しまして、やはりさういふい
ろい微妙な關係がありましてさうい
う、出頭を來なかつた故に處罰或い
は過料に處せられるといふことでは
少し行き過ぎではないかと。やはり出
來て作意によつて虚偽の陳述をする
といふのは、これは惡意は非常に重大
であるけれども、出て來ない、消極的に
證言を拒絶したといふならば、これは
まだ情狀が輕いのでありますから、そ
れを處罰する規定まで設ける必要はあ
るまい、こゝういふ考へ方でございま
す。

それから第六項、七項、八項、九項
は、議會に圖書室を設けることに關す
る規定であります。第八項、九項にあ
ります。普通地方公共團體は議員
の調査研究に資するため、條例で議
會に圖書室を附置しなければならな
い。その圖書室は一般の住民、選挙人
に利用させることができるというふう
にいたしました。この圖書室の内容を充
實させ、議員の調査研究を完壁にい
たしましたために、政府としては豫算の
範圍内で官報その他の政府の印刷した
りした刊行物を府縣の議會に必ず送
る。それから市町村の議會には官報と
政府の刊行物全部ではなくて、市町村
に特に關係あるといふものだけを送ら
なければならぬ、こゝういふわけであ
ります。府縣の方は一切の刊行物を送
らなければならぬのであります。それ

から第七項は都道府縣相互の規定であ
りまして、都道府縣は自分の所を出し
ておる都道府縣公報を必ず他の都道府
縣の議會に送る。それから都道府縣が
出しておる刊行物の中で適當と認
めるものを必ず他の都道府縣に送らな
ければならぬ、こゝういふわけであ
ります。都道府縣と市町村相互の關係で
は、これはすべての都道府縣が一切自
分の所の公報はその都道府縣内の市町
村に送つておきますから、この點は特
に規定する必要はないと思ひまして、
規定をいたさなかつたのであります。
○委員長(吉川末次郎君) 只今の説明
員の説明に對して御質疑がありました
ら御開陳をお願いします。御質問ありま
せんか。御質問なければ次に移りたい
と思ひます。

○中井光次君 今の人の「公共的團體
等」といふのが、どういふのですか。
「公共的團體等」といふのが分ら
ない。
○説明員(鈴木俊一君) これは例え
ば從來の農會とか漁業會、水産業會或
いは現在の民生委員というやうなもの
までも含める意味で、團體等と「等」
の字が附いておるのであります。この
外に普通の團體と申しますと、最も形
式的に考えれば株式會社でありま
すとか、全く單純な社交クラブとい
つたやうなものまでも入つて参るので
あります。さういふ株式會社とか一切市
町村の公共活動に關係する、純粹の社
交クラブ、こゝういふやうなものはそ
こに入らない。さういふものに對する
制限を市町村がやる。市町村の議會が
やる。こゝういふ意味ではないといふ
やうに、そこに、一線を引くことには
したわけでありす。今までも運用と

いたしましては、このように規定をい
たしておたのであります。尙實はこ
れの本腹をなす規定がございまして、
その規定所では「公共的團體」とい
う言葉を實はすで使用したておつ
たのであります。實はそれとも調子を
合せる必要がございまして、「公共的
團體」といふやうにいたした次第であ
ります。地方自治法の第五十七條の
第二項にこれと表裏をなす規定がござ
いまして、そこでやはり「公共的團體」
という言葉を使用したておるのであ
ります。百五十七條全體がさうであ
ります。

○中井光次君 その認定は、つまりそ
の御趣旨、範圍内においては、具體的
に起つて來た場合の認定は議會がする
のであります。

○政府委員(林敏三君) お話の通り、
社會的觀念に委して、さうして最後の
疑義のあるところの認定は、議會に委
せるといふ、もつてあります。

○委員長(吉川末次郎君) それでは次
に移ります。第四百條より第四百六
條の十八項の終り、ブリントの三十三
頁一行目までの當局の御説明を願いま
す。

○説明員(鈴木俊一君) 第四百條の修
正は「議會の事務を統理し、」とい
う權限を、新たに議會の議長に與えた
點であります。これは從來の規定にお
きまして議會の議長は議會を代表す
るといふ代表權があることを示して
おりますので、これを廣く讀みますと、
議會の議長における行為、即ち議場の
秩序の保持、或いは議事の整理とい
つたやうな議場における行為の外、議
會が活動を停止しております場合の、い
ろいろ議會に附帶する事務、或いは議

○説明員(鈴木俊一君) 第四百條の修
正は「議會の事務を統理し、」とい
う權限を、新たに議會の議長に與えた
點であります。これは從來の規定にお
きまして議會の議長は議會を代表す
るといふ代表權があることを示して
おりますので、これを廣く讀みますと、
議會の議長における行為、即ち議場の
秩序の保持、或いは議事の整理とい
つたやうな議場における行為の外、議
會が活動を停止しております場合の、い
ろいろ議會に附帶する事務、或いは議

○説明員(鈴木俊一君) 第四百條の修
正は「議會の事務を統理し、」とい
う權限を、新たに議會の議長に與えた
點であります。これは從來の規定にお
きまして議會の議長は議會を代表す
るといふ代表權があることを示して
おりますので、これを廣く讀みますと、
議會の議長における行為、即ち議場の
秩序の保持、或いは議事の整理とい
つたやうな議場における行為の外、議
會が活動を停止しております場合の、い
ろいろ議會に附帶する事務、或いは議

會開會中のいふような事務、こういう
よりなものは、廣く意味におきま
しては、議會を代表するといふ意味に
おいて含めて讀んでよいことはな
いのでありますが、趣旨をよりよく明
確にいたしますために、そのような議
會の本来的な権限に属します事務以外
の、議會に附帯したております事務
を、統理する権限を議長に與えたので
あります。なぜ今事々しくかようなこ
とを入れたかと申しますと、今の百條
の第六項以下に只今御説明いたしました
圖書室の關係の規定が入りましたの
でありまして、こういうことも關係
いたしました議會の事務を統理する、こ
ういふ地位を明確にいたしましたのであり
ます。

それから第百十三條の規定でありま
す。これはやや事務的な改正でありま
して、「議事を開き議決する場合に
は、必ず議員の定数の半数以上の議員
が出席しなければいけない」、こ
ういふ原則を示しておる規定でありま
す。その「議事を開き」といふのは、
實は議會が議決をいたしました、或いは
選舉をいたしましたりするやうな場
合、即ち最も廣く意味における會議を
開く場合の定足数を示した規定なので
あります。議事を開くといふことだけ
にいたしますと、やはり狹義におきま
しては議決事項といふことになりま
すので、選舉は入らないやうに解釋せ
られる危険があるのであります。そこ
で選舉の場合もやはり半数の出席を必
要とするといふ意味を明確ならしめる
意味におきまして、「會議を開き」と
いふ言葉は修正をいたしましたと思
うのであります。

の變更の修正だけでありまして。
第百四十六條は、この點も提案理由
の説明のときに、地方局長の説明事項
等に相當詳しく説明がありました點で
ありまして、主務大臣が都道府縣知事
の機關として行います「行政事務
の管理若しくは執行が法令の規定若し
は主務大臣若しくは地方自治委員會
の處分に違反するものがある」と認め
るとき、又はその行政事務の管理若し
は執行を怠るものがあるとき、
文書を以て、當該都道府縣知事に
對し、その旨を指摘し、期限を定め
て、その行ふべき事項を命令する」と
いう権限を認めようとする規定であり
ます。要するに國政事務の遂行を確保
し保障するために、以下の十八項目に
互ひます細かい規定が設けられたので
あります。

ここにこの條文で規定いたしましたお
ります點は、大別いたしまして、主務大
臣が都道府縣知事に對して強制した
ましますと申しますか、國政事務の遂行を
確保するために執り得る権限と、都道
府縣知事がその管轄の市町村長に對し
て國政事務の遂行を確保するために執
り得る権限と、この二つに書いてある
のであります。大體の建前としては大
臣の關係のことを細かく規定いたしま
して、それを知事に準用いたしてお
るのであります。この第二項乃至第十
一項までが、今の大臣の關係の規定で
あります。これは大體英米法の系統にお
きまして、マンダマス・プロシーデ
ィングズといふ名前の下に呼ばれてお
ります國政事務の遂行を確保する方
法といたしまして規定をいたしました立
法であります。適正に何ら違法なく又
大臣の許可處分等の場合の條件に従つ

て、府縣知事が仕事をいたしておりま
す場合には、これは何ら問題がないの
であります。そのやうな法令の規定
或いは大臣の許可をいたしました場合
の條件に違反するといふやうな場合に
おきましては、主務大臣はその旨を指
摘しまして、一月なら一月以内に、例
えば食糧の供出を行ふべきことを命令
するのであります。主務大臣がその定
めた期限迄に府縣知事が命ぜられ
たことをやらない場合に、おきまして
は、高等裁判所に對してその履行を命
ずることを裁判することができ、そ
ういふ給付の裁判の請求を求めたの
であります。その給付裁判の請求をいた
しました場合、直ぐに知事にさうい
う裁判の請求をしておるといふことを通
告し、更に東京高等裁判所にもこれを
通知するのであります。

それから第四項の「東京高等裁判所
は、第二項の規定による請求を受けた
ときは、審理の期日に當事者を呼び出
さなければならぬ。審理の期日は、
同項の規定による請求を受けた日から
十五日以内とする。」、この「審理の
期日」といふのは、當該事項を或
る期限までに執行するやうなことを命ず
る、裁判、その審理の期日でありま
す。その期日に請求を受理した日から
十五日以内でなければならぬ、第一
回の審理の期日が十五日以内というこ
とを豫定したてゐるのであります。

併し英米等の例におきましては、この
やうな場合には大抵即日裁判が行われ
るといふのが通例のやうであります。
長くて五日、七日といふやうな例であ
ります。それで第一回の審理期日は請
求があつた日から十五日以内というこ
とは、結局十五日以内にその裁判が終

るといふことを大體意味することにな
ると思ふのであります。さういふやう
な慣例が作られることが望ましいと思
ふのであります。

第五項は、裁判所は大臣の請求が正
當であると認めるときはその給付の判
決をするわけでありまして、
第六項におきましては、その給付の
判決において定めました期限、即ち十
月一ぱいに食糧を供出せよといふ、そ
の期限までに尙その供出をしないとい
ふときには、東京高等裁判所に對して
さういふ事實確認の裁判の請求をする
ことができ、この場合には裁判所は
十日以内に當事者を呼び出して審理を
しなければならぬ。この十日以内と
いふ制限も第四項の場合と同じ解釋で
あります。第一回の審理期日の制限で
あります。

第七項はさういふやうに大臣の請求
があり、給付判決があり、その給付判
決が、定めた期限までに行わないとい
ふ事實確認の判決があつたといふ場合
には、それを前提として主務大臣は代
執行の権限を獲得するのであります。
供出の場合によつて例が異なるござい
ますが、その他どうしても知事がやれな
い場合で第三者が代つてやれる場合な
らば、主務大臣が代つて知事のやるべ
きことを代執行するのであります。

第八項はさういふ代執行によつて多
くの場合事となし得るものが通例だと存
じますが、内務大臣、商工大臣の命令
にも従わぬことが度重なりといふや
うなことで、將來その府縣知事をその
職に留まらしめることが國全體の上か
らいつて適當でないといふやうな場合
に、總理大臣がその知事を罷免すること
ができるというやうなことにいたしま

して、總理大臣に罷免の権限を與えた
のであります。

第九項は第六項の事實確認の裁判が
あつた場合において、第八項の、總理
大臣が罷免するといふ権限が將來さつ
と残つては不安定でありますから、知
事としては遅れたけれども、兎に角事
實行なかつたところのことを、行なつ
たといふことを證明いたしました、内
閣總理大臣の第八項による罷免權の消
滅を請求するのであります。さうい
う消滅をさせる裁判を請求することが
できるようにしてあるのであります。

第十項は第五項又は第六項の裁判に
對しては、最高裁判所の定めるところ
によつて上訴することができ、これは
即ち給付の事實確認の裁判につきま
して上訴の途を開いておるのでありま
す。この細かいことは最高裁判所にお
いて定めるやうにいたしております。

この上訴は執行停止の效力を有しな
い。やはり行政は迅速に或る程度の速
度といふものが必要でございまして
で、上訴によつて最高裁判所の最終決
定があるまでは、一切國としては手を
加へることができないといふことでは
行政の遂行を確保することができませ
んのので、執行停止の效力を有しない
と規定したわけでありまして、

第十二項は知事が國家機關として市
町村長がやります國の事務の管理、執
行について違法があり、或いはそれを
消極的に怠つたといふ場合に關して、
その遂行を確保するための権限を知事
に與えた規定であります。これは國の
場合と大體同様であります。先ず知
事が期限を指定して市町村長に對して
一定の事項を命令して、その期限まで
にやらないときは地方裁判所に給付の

それから第百二十三條は權限の所在
大臣の許可處分等の場合の條件に従つて
は、結局十五日以内にその裁判が終
つてゐるべきことである。

判決を求める。地方裁判所が判決で定
めた期日までにその仕事を行わない場
合には、その行わないという事實を確
證の裁判を求め、これに基づきまし
て市町村長の行ふべきことを知事がみ
ずから代執行し、或いはその情状が非
常に重い場合、將來市町村長の存続を
適當としない場合にはこれを罷免する
權限を知事に與えたのであります。

それから第十三項は兩者に共通な規
定でありまして、大臣又は知事により
まして罷免された都道府縣知事或いは
市町村長はその日から二年間關係の都
道府縣に屬する國の官吏となり、又は
地方公共團體の公職に就くことがで
きない。府縣に勤務してあります官吏或
いは一切の地方公共團體の公職に就け
ない。こういう就職制限を設けておる
のであります。この規定を置きません
と、辭めた知事が又直ちにその後の選
舉におきまして當選をして直ぐその地
位に就くということになりまして、こ
れでは制限をする意味がございませ
んの、やはり二年間という一應の制
限、任期の丁度半分でありまして、こ
の制限を設けまして、少くとも次の二
年間に行われる選舉には立候補できな
い、こういう制限を設けたのでありま
す。

それから第十四項は、罷免された知
事、市町村長に對しまして、それに不
服であるという場合に訴えを起す期間
を罷免の通知があつた日から三十日以
内というふうに定めたのであります。
すべて特任制の知事、市町村長の地位
は明確に且速かに決定をしなければなら
ないもので、一般行政處分に對する
不服の訴えが處分があつてから六ヶ月
間でありまして、そういう原則に従つ

て行きますと非常に長い間不安定とな
るから、三十日以内に不服の訴えがあ
る者は必ずその訴えを提出する。こ
う一つの法定期限を設けたのであり
ます。

それから第十五項は、第八項の事
實、知事又は市町村長の罷免に對する
不服の訴えの管轄權を認めたのであり
ます。知事は東京高等裁判所、市町村
長は當該市町村の區域を管轄する高等
裁判所、即ち各ブロックの高等裁判所
であります。

それから第十六項は、罷免の處分に
對して不服がありまして裁判において勝
訴、勝つた場合におきましては、その
勝つた者は今の第十三項によつて設け
られた資格制限を回復するのであり
ます。即ち二年間以内でありまして
も今度新たに選舉に打つて出てよろし
い、こういうことになるわけでありま
す。

○委員長(末川末次郎君) 御質疑が只
今までの所でありましたらお述べ下さ
い。

○岡本愛祐君 百四十六條について質
問いたします。今度のこの改正規定
は、主務大臣又は府縣知事が國の機關
としての都道府縣知事なり又市町村長
なりに對する權限をここに定めてある
のであります。ところが元の百四十六
條におきましては、この條文上で見ま
すと、「内務大臣は、都道府縣知事が
著しく不適任と認めるときは」云々と
ありまして、單に國の機關としての知
事が不適任であつただけでなくて、
その都道府縣という公共團體の長とし
て不適任である場合も、法律的の定め
方によつて、法律的の定め方にもより
ますけれども、それによつて彈劾裁判
所にその罷免を訴追することができ
る、こういうふうになるわけであり
ますが、今度は國の機關としての都道府
知事が不適任であるというときだけの
彈劾の規定でありますから、若しその
都道府縣の知事が國の機關としてでな
くて、地方公共團體の長として不適任
である場合には、内務大臣はそういう
權限がなくなつた、こういうふうによ
文上は讀めるわけです。そこで私の質
問したいのは、そういうふうによつて
國の事務に不適任であるという場合に
は、この八十一條によつて選舉權を有
する者がその總數の三分の一以上の通
署を以てその知事の解職を請求するよ
うに外に途がなくなつたように思われ
るのですが、その通りでありますかど
うか。又府縣をなんかに置きまして、こ
の條の不信任決議とか不信任投票とい

ふようなことができるのでありますか
どうか。どういふふうにお考えになつ
ておりますか。若し不信任投票なり不
信任決議ができるのであれば、その効果
はどういふふうになるか、それをお尋
ねしたいと思ひます。

○政府委員(林敬三君) 今岡本委員か
らのお話がありましたように、百四十六
條が通過成立いたしました、これは國
の機關として、都道府縣知事の權限に
屬する行政事務を都道府縣知事が管理
若しくは執行するに當つて、法令の規
定若しくは主務大臣の處分に違反す
る、或いはその行政事務の管理執行を
怠るという場合でありますので、いわ
ゆる機關委任になりました仕事だけに
ついて該當があるわけでございます。
それでいわれる委任事務或いは固有事
務と申しますが、當該府縣市町村が本
來持つておりますところの公共的事務
の執行につきましては、法令の違反或
いは行政事務の執行の懈怠というもの
がありまして、この百四十六條では
制裁の加えようがないわけございま
す。こういうことにいたしました所以
のものは、御了承でもございまして、
が、やはり自治體といふものに對して
國家が干渉する、特に地方自治體の一
つの一番大切な心算であります、或
いは生命線でありまして、その地方
自治體の長の身分というものは、こ
れはよく／＼の場合であつて、最小限
で得る限りは地方自治體は地方自治
體の本旨に従つて運用するべきものと
すれば、これは自主的解決に委せるの
が望ましいことである。この理想から
いたしまして、八十一條で以て住民が

どうしてもその主體の長が工合が悪い
ときは解職請求をする。又百七十八條
によりまして、當該議會が信任するに
足らず、こういう當該國體の長を信任
するに足らずという結論に達した
ならば不信任決議をする。この方法に
よつて自治體の自主的解決に委せて、
國家はそれに對して干渉をしない。そ
ういふ方針であつてこそ、この自治
體の長は一時の／＼の權限、そ
れから還滯滯滞といふことはありま
しても究極においては自治的に伸び止
て行くのではないかと、かように考え
まして、百四十六條はいわゆる國の機關
として持つておるところの行政事務
というもののだけに限りまして、これだ
けは國の要請として、どうしても國家
としてやはり責任を行かなければなら
ないといふものだけに限るといふこと
にいたしましたわけでございます。そ
れでお尋ねの通り、八十一條による住
民の解職請求及び議會の不信任決議、
この二つの方法を以てその問題を解決
して行く、かようなつもりでございます。

○黒川武雄君 十六項の規定と復職の
關係はどうなりますか。

○政府委員(林敬三君) これは十六
項によりまして訴訟が勝ちますれば、
ここに書いてございまして、若しな
がら回復するのでございまして、併しな
がらその資格が回復するだけございま
して、復職は致さない、かようなこと
になつております。これはもうすでに次
の選舉が始つておりました、次の知事
なり市町村長というものは選ばれてし
まうわけでございます。そこで假りに
これは資格が回復してしまつても、ただ資
格が回復しただけで復職はできない、

こういう建前になつております。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑ございせんか。……御質疑がなければ次に移りたいと存じます。第百五十條からブリントの三十五頁の終りから二行目で、當局の説明を求めま

○説明員(鈴木俊一君) 第百五十四條の改正であります。これは規定上の體裁を整理したただけでありまして、百七十一條の第四項に、第一項の吏員に關する職階制云々の規定を置きまして、將來立法を豫定いたしてあります。將來立法の内容を相當具體的に項目的に書上げておるのであります。が、こちらの方にかような詳細な規定を設けるようにいたしました關係上、百五十四條を整理いたしました。百五十條としては知事、市町村長の補助機關たる副知事助役以下の職員に對して指揮監督権を有するということだけを明瞭に規定するに止めたのであります。尙地方公務員法の關係は後程御説明を附け加えたいと存じます。

それから第百五十六條の改正でございます。これは先ず第三項の食糧事務所、木炭事務所、社會保險出張所その他の行政機關といふものを「その他の地方行政機關」といふふうに改めまして「地方」という字を附け加えたのであります。この地方行政機關といふのは要するに中央行政機關に對する言葉でございまして、現在使つております行政機關といふのも勿論地方行政機關の意味なのでございますが、それを明瞭にいたしますために、殊に後に出て参ります第四項以下の規定と調子を合せますために地方行政機關という言葉を

改めたのであります。内容的には變りはないと存じます。

それから第四項の「國の地方行政機關は、國會の承認を経なければ、これを設けてはならない。國の地方行政機關の設置及び運営に關する經費は、國においてこれを負擔しなければならない。」という改正であります。これはすでにやかましい政治問題になつております。地方自治機關の設置を抑制し、眞に國家事務の範圍に屬し、設置を必要とするものだけに限つて地方行政機關の設置を認めることにしよう、という考え方から、國家事務の範圍に屬し従つて國の出先機關として置くことが果して必要かどうかということは一に國權の最高機關である國會の承認によつて決する、こういうふうにしたのであります。國の地方行政機關の設置及び運営に要する經費は、國においてこれを負擔しなければならない。という後段の規定は、そのようにして國家機關として設けましたものであるならば、その經費は當然これは國において負擔すべきものであります。が、ややとすると、地方に都道府縣の負擔に何らかの名義によつてなるというふうな例がなくもないように思われますので、將來はそういうものはすべて國が負擔するのであるという趣旨を明瞭に規定をいたしたわけであり

ます。それから第五項の改正は、今の第四項の原則をすべてに貫きます。という例えは燈臺一つ造ります。或いは鐵道の驛一つ造ります。一切國會の承認を経なければならぬ、こういうことになりまして、これでは餘りにも非常識であり、又煩雜でございま

すので、例外を規定したのであります。その例外の一つは司法行政機關であります。司法行政機關としては司法事務局といふのが現在各ブロックに、大體控訴院の區域に置かれてござ

います。こういうものは戸籍、不動産登記といふような特殊の事務をやるだけである、又少年審判所といふような機關がありますが、これは裁判所ではございせんが、やはり司法行政の一つの機關でありまして、こういうものは別に置いたからといつてその弊害は考えられせんし、國の事務で明瞭でありますから、これは除いたのであります。それから懲戒機關と、こゝについておきますのは海員審判所のようなものであります。これは少年審判所に類似するものであります。海員の懲戒のための機關であります。その他懲戒のための特別の國家機關ができるならば、それはまあそういう性質のものはよろしいというわけでありまして、それから鐵道の現業官署、これは結局鐵道の管理以下に現實に國鐵、省營バス

の運営に當つておる機關をいふのであります。地方鐵道局のごときは地方鐵道、軌道の監督をいたしますので、これはやはり鐵道現業官署とは申すことはできないのであります。鐵道の驛とか機關區とか電車區とか、そういうたような現業官署がこゝに入るものであります。それから電信、電話及び郵便官署、これはいづれもやはり現業機關だけであります。従つて地方通信局のよ

うな電氣事業の監督をするようなものは入らないと思ひます。それから簡易保險及び郵便貯金官署、これも現業官署として除いたのであります。文教施設と申しますのは、文部省の直轄

の特殊の學校或いは博物館、圖書館、美術館、こゝいつたようなものがこゝに入つております。それから國立の病院、これは陸軍海軍の病院を引受けた國立病院であります。それから癪瘻養所、結核療養所といふたような國の療養所であります。航行施設と申しますのは、先に申した航空の施設、航空燈臺のようなものであります。それから氣象官署といふのは天文臺その他の測候所等であります。水路官署と申しますのは燈臺であります。水路部のいろいろの施設等であります。港灣建設機關といふのは運輸省の對策に港灣建設部といふのがございせんが、そういう工事施行機關であります。營林署といふのは、これは國有林の管理經營を主たる業務とする役所でありまして、これを除くことにいたしましたのであります。並びに專ら國費を以て行う工事の施行機關、これは例へば内務省所管の土木出張所のような直轄工事を行う工事の施行機關といふたようなもの、或いは特別建設のための工事施行機關、こゝにいろいろのものがこゝに入るのであります。それからいろいろなものにつきま

しては國會の承認を要しない。それ以外の一切の國の地方行政機關の設置につきましては、國會の承認を必要とするのであります。それから第百五十九條は、普通地方公共團體の長の事務引繼ぎに關する規定で、引繼ぎを拒んだ者、即ち前任の村長が後任の村長に對して事務の引繼ぎを特殊な政治的事情その他の事情で拒んだ。こゝの場合には千圓の過料を科す。こゝいうことになつておりますが、それは他の體制及物價騰貴の關係を考へまして、二千圓というふう

に増額したのであります。それから第百七十二條の第四項であります。これは先程ちよつと觸れましたように、地方公務員の制度につきましては、先般國會を通過いたしました國家公務員法の規定の趣旨に大體倣ひまして附則に出て参りますが、遅くも明年の四月一日までに關係の法律を制定しなければならぬ。附則の第一條の第二項としてそういうことを規定しようとしておるのであります。その根據規定をいたしまして、地方自治法と

地方自治制度に關する基本法の中で、地方自治法等のことを地方自治法の中であつておると同じような意味におきまして、地方公務員法と申します。かゝる普通地方公共團體の職員に關して規定する法律といふものの基礎をこゝに置いたわけでありまして、自治法には従つてこゝに吏員に關する職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に關しては一切法律に關つて、こゝでは規定をなかつたわけでありま

す。第百七十五條は警察に關する規定を第二項から取つたのであります。警察につきましては別に警察法が出來まして、從來地方自治法におきましては府縣が警察を所管することを豫想いたしました規定を設け、その規定の施行時期を警察法の地方委員會が行われますまでは施行しないように待つておつたのであります。が、今同様の方向に警察法が制定せられることになりましたので必要がなくなつたのであります。そこで第二項を削除いたした次第であります。それから第四項はこれは規定の整理であります。

また、第四項以下の規定と調子を合せ
ますために地方行政機関という言葉を
にも非常識であり、又煩雜でございま
す。これでは餘り
署として除いたのであります。文教
施設と申しますのは、文部省の直轄
したが、それは他の施設及物價騰貴の
關係を考へまして、二千圓というふう

それから第七十二條、これは今の
地方公務員法でも申しましようか、
この法律は一つの國有名稱のもの
を抽象名詞として「普通地方公共團體
の職員に關して規定する法律」といふ言
葉で地方公務員法のものがあるぞと
いうことをこの中で示したわけであ
ります。これは他の規定と調子を合
せた次第であります。

第九十三條は、今御説明をいたし
ました第七十二條第四項の府縣知事、
市町村長の補助機關である吏員につ
いてのいふ／＼な職階制、その他の公務
員制度の規定であります。それを選
挙管理委員會の補助機關の書記にも準
用するという改正であります。

それから二百一一條は同様にその規定
を監察委員會の補助機關である書記にも
準用するという趣旨の改正であります。

○委員長(吉川末次郎君) 御質問あり
ません。御質問がなければ次に
移ります。第二百四條から第二百五
一條の終りまで、プリントの四十頁の
中は、當局の御説明を願います。

○説明員(鈴木俊一君) 第二百四條の
改正は、先程申しました地方公務員法
に關する規定の用語を統一して表現し
たわけであり、それだけで實質的
改正はございません。

二百五條、これも同様に單に法律と
いうのを、今申しましたような考えで
改正したわけであり、

それから第二百二十條であります。
これは第二項におきまして「國が普通
地方公共團體の財産又は營造物を使用
するときは、國庫においてその使用料
を負担しなければならぬ。但し、當
該普通地方公共團體の議會の同意があ

つた場合は、この限りでない。」「これ
は先程説明いたしました第五十六條
の第四項、第五項の國の地方行政機關
を地方に設置したります場合におきま
して、これに該當する事例がよく起る
のであります。例へば農林省の物資、
資材事務所、或いは商工省の資材事務
所、従來その仕事は府縣廳で所管され
ておりました關係で、府縣廳の中の一
部を取つて、そしてそこを使う、こ
ういうようなことが通例行われておるの
であります。そういう場合にやはり
國がそういうふうな府縣廳の建物を使
うといふ場合には、使用料を負担しな
ければならぬ、併し議會即ち都道府
縣の議會が用意して無料といふこ
とに決めた場合にはそれはその限り
でない、こゝの第二項の規定の
趣旨であります。

それから二百二十二條の第二項、第
三項の改正であります。これは府縣
知事とか市町村長がその權限に屬する
國、他の地方公共團體その他の公共團
體の事務につき手数料を徴収すること
ができる、こゝの根據規定でありま
す。これは現在道府縣手数料令とい
う法令がありまして、従來地方制度に
關して法令でそういう規定を設け
ることができましたので、勅令でそ
ういふ根據を與えておつたのであり
ます。今回は新憲法の原則に従つて、す
べて法律によらなければならぬとい
ふ規定でございまして、道府縣手
料令といふことを廢して、その代り第
二項に法律の根據を置くことにいたし
たのであります。どういふ手数料を知
事、市町村長が取るかといふこと
は、それは政令の定める方法によらな

ければならない、こゝのうわけであ
ります。知事、市町村長が取る手数料と
府縣、市町村が取る手数料とはそこ
にやはり性質が違ふ點があるものであ
ります。例へば戸籍の手料といふやうな
ものは市町村長が國家機關として戸籍
事務をやつておられますので、これは正
に第二項に當る手数料であります。併
しながら新しい學校教育法で小學校
の授業料といふものは、これは市町
村といふ、小學校を作り出す團體の使
用料といふもので、手数料に當るもの
であります。こゝに入らないのであり
ます。こゝに入らないのであります。こ
こに申しておりますのは戸籍手数料の類
を指しておるのであります。従つてそ
ういふものは果して市町村の収入にな
るかどうか、或いは國の収入になりは
しないかといふ疑問がありますので、
市町村長が國家機關として取る戸籍手
料のような手数料はその市町村長が
屬してゐる團體の收入であるといふこ
とを第三項で明らかにしておるのであ
ります。

第二百二十三條は手数料とか使用
料、分擔金などに關しまして徴収その
他に關する事項はすべて條例、即ち自
治の法規で決めなければならぬとい
うことを規定いたしました。住民の權利
義務に至大な關係のあるものはすべて
議會の議決を経た條例でなければいけ
ない。即ち國の法律事項と同じやうな
ことをここで規定しておるのであり
ます。そうしてこゝに前條第一項の手
料といたしたものは、二百二十二條
第一項によりまして手数料は先程申し
ました團體が取る手数料であります。府
縣なり市町村といふ團體が取る手
料、これについてはすべて團體の仕事

であり、それから、團體自身の立法形式
である條例でこれを定める、こ
ういふわけであり、手数料と申しま
す。二百二十二條の第一項と第二項
と二通り出て参りまして、團體の手
料と知事、市町村長が取る手数料と二
通りあります。

二百二十三條はその中の團體の手
料と機關の手料とを區別いたしまし
て、團體の方は前條第一項の手料、
機關の方は同條第二項の手料、こ
ういふふうに書いておるのであります。
前段は團體で、後段は機關の手料で
あります。そして機關即ち知事、市町
村長が取り出す手数料の方は團體が干
與すべき限りではありません。即ち知
事なり市町村長が決める規則といふ立
形式で規定をするといふことをこ
ゝで書いておるのであります。併し特に
法律、政令で詳しく書いておるものは
則を設ける必要がありませんので、
その必要がないといふふうに、法律、
政令で規定してあるものを除いてお
けであります。その他第二項、第三項
も同様の趣旨であります。

それから第二百二十六條の第三項の
改正であります。これは起債の原則
をこゝに示しておるのであります。即
ち普通地方公共團體の起債はこれを自
由にすることができ、所轄行政廳の
許可を必要としない。みづからこれ
を定めることができるという大原則を
定めておるのであります。併し現在の
代においてはさういふことは困難であ
りますので、但書におきまして第二
百五條という規定を準用いたしまし
て、當分の間は所轄行政廳即ち府縣
知事、市町村長が府縣知事、
府縣なり市町村長といふ團體に委任さ
れた仕事につきましても、さういふ仕

事を特別に府縣市町村長にやらせるといふ場合には、その仕事をすること、必要な財源措置を講じなければならぬ、このようにいふにいたしたのであります。財源措置といふのは分與税の一般分與金をその必要額だけ増額する、補助金交付金下付金というような個々特定の財源措置でも結構でありますし、分與税のような一般的財源でもいいわけでありまして。

それから第二百三十八條はその所轄機關の變更だけであります。

第二百四十二條の改正でありますが、これは第二項は専ら事務的な整理でありまして、「都道府縣にあつては翌々年度の通常豫算を議する會議、市町村にあつては、次の通常豫算を議する會議」といふに、決算認定の期限を府縣と市町村で區分して書いておるのであります。これは區分をして置くほどの實益がございせんので、市町村の流儀に従つて、次の通常豫算を議する會議までに」といふようにいたしましたのであります。即ち本年度の豫算は次の通常豫算、即ち翌々年度の通常豫算を議する會議に出せばよろしい、このようにことになるわけでありまして。

二百五十條の改正は「當分の間」といふのを入れたのであります。これは先ほど説明をいたしました第二百二十六條の第三項の改正を照應した改正であります。二百二十六條では起債自由の大原則を闡明をいたし、ここでは許可を要するけれども、それは當分の間だけであつて、今の起債自由の大原則までも曲げるものではない、このように趣旨であります。

それから二百五十一條の改正は、第

百五十五條第一項及び第二項といふのは、地方事務所の設置に關する條例、それから五大都市の區の事務所を設置する條例、この二つは現在この二百五十一條によりまして所轄行政廳の許可を受けなければならない、このようにすることになつておるのであります。これを特に所轄行政廳の、即ち地方事務所は内務大臣、區役所は知事の許可であります。そういう許可を必要としなうといふ意味で許可權を削除したしたのであります。

それから第二百二十三條第一項乃至第三項の條例といふのは、今の使用料、手数料、分擔金といふたような財務に關する條例の一種であります。使用料、手数料、分擔金に關する條例は一切許可を必要としない。議會の議決だけでよろしい、このように三つの事項につきまして許可事項を除いたのであります。そして團體の執政を強めたわけでありまして。

○委員長(吉川末次郎君) 五分間休憩
午後二時五十七分休憩

午後三時四分開會

○委員長(吉川末次郎君) それではこれより議事を再開いたします。只今の當局の説明につきまして、御質問のある方はお述べを願ひたいと思ひます。○羽生三七君 ちよつとこの機會にお尋ねしたいと思つておることがあるのですが、それはこの地方債を起すことの自由は認められたわけですが、最近地方議會の關係者から説明を聴きますと、實際上は殆んど金融機關で融資して呉れるところが全然ない。だから名目上だけのこと、實際には殆

んどその途が閉ざされておるといふ話を聞いておるのであります。地方當局あたりにはそういう聲は届いていないのであります。

○政府委員(林敬三君) そのお話は私の方に實は非常に參つております。殊にこれが激しくなつて參りましたのは今年の四月、五月の頃からであります。それでは二月頃から金融が次第に梗塞して參りまして、そしてそれが殊にその效果といひます。それが始つて、その效果が四月頃からぐつと出て來たわけでありまして。效果といひます。悪い效果であります。金融機關の方で相手にして呉れないというやうな實情になつて參りました。これは縣によつて大分違つてございまして。市によつても違つてございまして。金融機關に對する信用とか、それから金融のその地方々々におけるいろいろな變化がありますから、それによつても違つてございまして、大分困つて、いわゆる地方債といふものは、空切符みたいなやつておるといふやうな實情も大變訴えられております。そこで實はその起債を調べて見ますと、大體先年度、即ち三月末までに許可したものに過ぎまして、そういうことが起つて來たわけでありまして。そこで本年度においては、このやうな狀態であつては實際現金がなければ地方債を許可しても何にも役に立たない、ということ、この二十二年度の起債からは起債の許可を慎重にいたしまして、その代りとして日本銀行に大藏省、内務省から私共皆集りまして、毎月二回

集ります。それからその外隨時集ります。そして日本銀行の方には市中銀行、特殊銀行、そういうものの代表も皆一緒に集つておられまして、いわゆる起債協議會といふものを行つていたしたのでございまして。それで毎月大體一年間の地方債を起す額といふものをG、H、Qといふ折衝をいたしました。それから日本の金融狀態も眺め、そして一年間の起債の額を概定するわけにございまして。それから一年に大體起債をどういふものをするかという見込を全部府縣、市町村から取るわけにございまして。そしてその中で調整を加へまして、毎月々々今月は地方債を五億起せる、今月は九億くらい起せる、今月は十二億起せる、このやうな毎月、金融機關側の意見も徴しまして、そしてその起債協議會で資金蓄積の狀況その他の金融狀況といふものを眺めて、この程度は起債をこの月に起しても大丈夫と、このやうな目度的に付いた金額の範圍内で、地方債の許可をいたしておるわけでありまして。そしてただその目度が付いただけでは、地方の金融機關といふものはやはり相當實利的色彩も持つておりまして、なか／＼地方債に貸付けては呉れませんが、そこでいわゆる銀行團側の方にも、シンジケートまでは行きませんが、大體この程度は引受ける、大體は引受ける。そしてできるだけ努力する。このやうな體裁的、道義的な實際上の約束をして貰うわけにございまして。それで許可をしてやつております。併しここに許可になつても、地方へ行きまして、何ほど努力してまでも貸付けて貰えないというやうなものが出て來るわけにござい

ます。そういうのをこちらへ持込んで貰ひまして、日本銀行へ持ち込んで行くわけでありまして、大藏省へ行つて話をするわけで、大藏省及び日本銀行の方から當該銀行にそれ／＼手當をして貰つて、そして解決を付けて貰う、このやうな方法を講じております。

それで大體私の方で眺んでおります大きな數字では、大體四苦八苦をしながらも、どうやら現金化をしておるといふのが本年度に入つてからの起債の現状であります。先年度の末にそのことを眺み合せにいたしました分については、尙なか／＼問題が残つておるのであります。一時借入金でこれを充當しましたりして、どうやら當座を間に合せておるわけにございまして。が、これは逐次いわゆる起債協議會の枠の中にこれを入れまして、そしてこれを借換えをしまして正當な地方債の借換えといふことに直して行こうと、こう考へております。なか／＼このやうな金融狀態になりますとむづかしいのであります。地方當局も非常は四苦八苦といふやうな狀態であります。

それから府縣債の信用といふものが實は遺憾ながら非常に落ちて來ておりまして、事業債並の信用になつてしまつておるのであります。

府縣の方はどうしても借入れる期間の方も長くなりますし、それからやはり極めて事務的な貸借になるものでございまして、そこにうまい味がなうといふやうなこともあるのでございまして、實に借入れ難であります。長期債といふものは大變むづかしくなりまして、非常に短期債ばかりというやうな現状にございまして。私共も非常に憂

す。この規定を活用するといふことが、おりますし、その後討論に入ります前

來府縣知事は、地方公共團體の長であ

ういふ趣旨であります。
それから二百五十一條の改正は、第
二部 治安及び地方制度委員会會議第十五号 昭和二十二年十一月十日 【参議院】
て、そして日本銀行に大蔵省、内務
省から私共集まりまして、毎月一二回
努力して見ても貸付けて貰えないと
いうようなのが出て来るわけだござい
まして、非常に短期償ばかりというよう
な現状でございます。私共も非常に憂

慮しておりますが、この點は地方から
の要望のあることに、大蔵省或いは日
銀と嚴重に拵合つて、これの解決に努
めております。
○岡元義人君 この二百二十六條で、
地方債の許可を必要としないとはつき
りして置きながら、又これを二百五十
條で抑える、こういうような行き方が
澤山ありまして、實際第一線では非常
に支障を來すというやうなことがし
ばしばあるのでございます。又特に、
當分の間というの、實際問題として
はできるだけつきりする必要がある
のであります。この問題につきまして
は、今日は時間もないと思ひますが、
から、委員長に、質問を保留して置い
て頂きたいと思ひます。この次、全部こ
の何を終りましてからお願いしたいと
思ひます。
○委員長(吉川末次郎君) 重要な問題
でありますから、それでは終りました
後で、又質問の機會をお與えするよう
にいたしたいと思ひます。
○鈴木直人君 私は他の委員會に行つ
ておつたので、少し遅くなりましたが、
その間各條議は終りつつあるようで
あります。前のもものにも關聯して
質問してよろしうございませうか。
○委員長(吉川末次郎君) よろしうご
ざいます。
○鈴木直人君 府縣知事が公選知事にな
りましてから、各省のいわゆる國の
地方行政機關が急速にその数が殖えて
來ましたことについて、その他の理由
からして、更に今回四百四十六條を以て
相當の改正が行われて來ております
ことは、非常に結構なことだと思ひま
すが、かくのごとき地方出先機關が續
出しましたところの理由の根本は、從

來府縣知事は、地方公共團體の長であ
ると共に國の地方行政機關であつたと
いうのが、國の地方行政機關がなくな
つて來たという點に主なる原因がある
と思ひます。今度の改正は、この國の
地方行政機關というものに對して、相
當知事が各省主務大臣の指揮監督を強
度に受けるというやうなことになるわ
けであります。併しながら主務大臣
の考へておられるところのものは、もつ
と強力な指揮監督を要望しておられるよ
うに我々は聞いておるわけでありませう。こ
の國の事務を市町村長が行う場合ににお
きましては、府縣知事がその職務を取
消し或いは停止することができるとい
うところまで行つておりますが、國
の行政事務を知事が行う場合において
は、その規定がないやうであります。
従ひまして、それは四百四十六條を活用
するということになると思ひますが、こ
れは相當生温いところの行き方であ
るやうに思われるのであります。この
點はどんなふうになつておられるのであ
りませうか、御質問をいたしたいと
思ひます。

更にこの出先機關の問題を解決する
方法といたしましては、國が自分の主
管とするところの事務を各府縣におい
て執行しなければならぬ責任を持つ
ておるわけでありまして、その方法と
しては、現在行われようとしておるよ
うに、第一は、國が直接に地方行政機關
を府縣にそれ／＼設置して、そうして
國の直接の責任において所管事務を處
理するということがその第一點であり
ますが、これが地方自治體の綜合性を
失うという點からして、今回その改正
が行われるといたしまして、その第二
の行き方としては、府縣或いは市町村

に國の事務を大幅に委任するというこ
とになるわけでありませう。この委任し
た場合に、今回の改正によつて相當地
方行政機關と同じやうな強いところの
監督權を發動するということになり、
又その豫算的措置を離すということ
になることは非常に結構だと思ひませ
うが、更に第三にやうな方法があるよう
に思われるのであります。それは附則の
第八條にある問題であります。一政
令で定める事務に従事する都道府縣の
職員は、一云々と書いてありまして、
當分の間向これを官吏とする、こうい
うことになりまして、即ちこれは當分
の間ということになつて、國の事務を
やる場合に、府縣の公吏にその仕事を
させるのでなくして、官吏のまま府縣
に配屬しまして、そうして官吏ではあ
るけれども知事の命令を受ける、そう
して仕事をなさる、こういうやうな暫定
的規則があるのであります。これに
關する具體的な規定が、地方自治法
行規定の第六十九條から七十條に規定
として置かれておるわけでありませう。

即ち施行規則の第六十九條によつて、
かく／＼の條項も仕事をなさる者は官吏
とすることができ、こういふことにな
つておるやうにして、そうして第七十條
によつて、その必要とするところの官
吏を地方事務官とか、地方技官とかい
うやうな名前において、國が出先機關
に、例えば十人の人を直接置く場合に
は、十人の出先機關を設置したい、こ
ういふ考へを持った場合には、この規
定も適用することによつて十人の官吏
を採つてこれを府縣に配屬する、そう
してこの七十一條によつてその官吏を
知事が指揮監督することができ、こ
ういふやうな方法になつてゐるわけ

です。この規定を活用するといふことが
非常に必要であると思ふのであります
が、これを規定に置かないで、法律の方
に置つて置いて、そうして法律によつ
てこれを實施するといふやうなことが
できないものでありませうか。先程
も申し上げました直接出先機關を作ると
いうことは府縣の綜合性を害する、勿
論今度の改正によつてその地方行政機
關の長を知事が指揮監督することが
できるやうに今回改正されております
から、この點は非常にいいと思ひませ
うが、併しながら出先機關を成るだけ少
くするといふ場合でありますから、
今後設置するものを極めて少くして行
くといふ方針をとる、一方その出先機
關が行うところの事務を府縣の知事
に委任する、そうしてその豫算的措置
を講ずるという方法を講ずる場合も必要
でありませうが、第三として各主務
大臣がどうしても府縣の公吏に任すこ
とができない、これは官吏でなければ
自分の仕事を執行することはできな
い、どうしても官吏でなければならん
といふ場合にはこの規定を利用する。

そうして各省大臣が必要とするところ
の官吏数を採りまして、そうして官吏
のまま府縣に配屬する。そうして配
屬された者は府縣の知事の指揮下に入
つて、必要な部課の長なり課員になつ
てその仕事をやつて行くといふやうな
ことも取り得るやうに思ふのでありま
すが、この點についてはどういふやう
にお考へになつておられるやうか。そ
れを一つ伺ひたい。

○委員長(吉川末次郎君) 鈴木さんに
申し上げますが、いすれも少しで終り
ますから、尙公選人を呼んでこの法案
についての發言を求めることになつて

おりますし、その後討論に入ります前
に、先程の岡本さんの留保された質問
等もありませんし、尙その他にも御質問
があつたならば外の方からも後に廻つて
います。御質問があつて結果だと思ひ
ますが、そのときに一括して今の答辭
を當局から願うことにいたしたいと思
いますから、どうぞそのやうに一つ御
了承願ひます。

○岡本愛祐君 條文の體裁についてお
尋ねいたしますが、二百五十條という
規定は、「當分の間」といふのが入つた
ので、この本則に置くのは工合が悪
い、今までの例からいへば工合が悪
く附則に移すのがこれまでのやうい
法律の建前のやうに思ふのですが、こ
れが何故二百五十條の本文にそのまま置
かれたか、これが置かれたので二百二
十六條の三項と何かダブるやうな感じ
がありまして、非常に體裁が悪いので
あります。その二百二十七條の三項は
「普通地方公共團體は、地方債を起す
については、所轄行政廳の許可を必要
としなす。」とある。而も但し、第
二百五十條の規定は適用あるものとす
る。」と、こういつておいて二百五十條
の方に、「普通地方公共團體は二百二
十七條の借入金を除く外、地方債を
起し」といふことを置つて、「並びに」
以下はちよつと違つておりますが、
「當分の間、政令の定めるところによ
り」云々非常にダブつた感じがするの
です。當分の間とか、從前の通りとか
いふのは、附則に移す方が實にこれま
での法文のあり方なのですが、なぜこ
ういふことになつたか。その點をお答
え願ひたい。

○政府委員(林敬三君) お尋ねの御疑
問をお持ちになるのは御尤もだと思ひま
す。

す。これは二百二十六條の方は申すまでもなくここに但書がなくともよいわけでごさいます。普通地方公共團體は地方債を起すについて所轄行政の許可を必要としない。いわゆる起債自由主義といふものを本来建前とするといふことはつきり理想を語つておるわけでありす。理想といひますか、本来の姿といふもののかあるべき本来の姿を語つたわけでありす。この但書がなくとも運用がつくわけでありす。併しながら實際の現實の姿はかように參つていない常態でございすので、念のために却つて運用上非常な不便を來してはいけないと思ひますから、そこを眺み合せて、その理想はその氣持でおつて下さい。將來できる時には一等先にこれをいたします。こゝにふうな氣持はございすわけでありす。念のためにこれを附けたわけでありす。そこで二百五十條でございす。二百五十條は成るほど「當分の間」といふのが入りすれば、これは臨時のものになつて参ります。それで何かそれが外の所に、もつと後の方に行つたらということも私共も研究いたした見たいでございす。それでそうなればその次の補則という所に入るのが安當じやないかといふことも考えられたのでございす。併しそこがなか／＼實際の運用上むづかしいところでごさいます。實際に二百五十條といふのは、なか／＼動かされる、動かすといふか、用いねばならない規定になつて参つておるのであります。そこで許可事項であり、且ついわゆる法律でいひます監督事項でございす。そこでこれを活用する人の

便宜から申しますと、第十章の所の監督の所に入つておることが最も實際に合ふのではないか。法文の體裁といひますか、概念的にすつきりと置かれるならば、補則の附則に入るべきと思ひます。併し運用の實際から眺めますと、これはやはり監督の方に入つておる方が一番運用が分り易いのではないか、かような實際論から發足してここに入れたわけでありす。

○岡本愛祐君 私には從來の慣習に提われておるか知れませんが、私の考え方からすれば、二百二十六條の方の三項の方は、これは但書を取り、そうして二百五十條の方は附則に移す、そうして大方が趣旨もつきりすると思ひます。併しまあ法文の體裁のことであり、新しいこゝういふ項目になつたこととであり、大體了承してよいと思ひますが、そゝういふ疑問を以て御質問申上げたわけでありす。

○委員長(吉川末次郎君) それでは次に移りまして二百五十九條から最後まで當局の説明を願ひます。

○説明員(鈴木健一君) 第二百五十九條の改正でございす。これは所管の機關が變つた關係だけでありす。第二百五十條の改正、これも同様であります。

それから第二百六十一條の改正も同様所管の機關が變つた關係であります。

第二百五十六條、これも同様であります。

それから第二百六十五條の第五項の「後段を削る」といふのは、これは特別市の配置分合、又は境界變更の場合、或いは特別市の區域に市町村、若しくは特別市の區域又は特別未定地を編入するといふ、こゝの場合におきまして、その府縣なり或いは關係の市町村なり、そゝういふものとの間で所屬の財産についての協議を行なつて、それによつてその新たに變更された團體のどつちがその財産を繼承させるかといふことを決定するのであります。その協議が團體間で調われないときには、内務大臣が、關係地方公共團體の議會の意見を聞いて定めるといふのが現在の規定であります。これは第六條の改正と同様の趣旨を以ちまして、そのような財産處分について協議が調われないような場合には、そも／＼團體の配置分合、境界變更が行われ難いし、又必要があるならば法律を以てすればよいといふことで、特にこゝういふ規定を置くことを必要としないうるやうなもので、これを削除することにいたしましたのであります。

それから第二百八十四條の改正は、地方公共團體の組合に關する規定であります。所管の機關を變えた關係で、特に書き變えたわけでありす。二百八十六條、二百八十八條も同様であります。

第二百八十九條につきまして、後段を削つてあります。これは組合の解散の場合若しくは組合の規約を變更いたしまして、一部の府縣或いは特別市といふ團體が脱退する、こゝういふやうな場合におきましては、財産處分を必要とするのであります。その財産處分は協議を原則としたしております。その協議が調われないときには内務大臣なり或いは府縣知事が間に入つて裁定をする、こゝういふのが現行法であります。これは今申しました特別市に關する第二百六十五條の規定並びに

都道府縣の配置分合の場合の第六條の規定と調子を合せて、後段を削除したのであります。

それから第二百九十三條の規定であります。これは第二百八十九條の後段の規定を削除いたしました關係で、その部分を準用しないこととしたのであります。

それから第二百九十八條の規定は、地方公共團體の協議會に關する規定であります。この設置の場合には、内務大臣或いは府縣知事の許可を必要とするこゝになつておつたのであります。この點を削りまして、その代りに設置を自由にいたしまして、ただ許可に代えて今度は届出をする、こゝういふふにいたしましたのであります。地方公共團體の協議會は、或いは府縣が作る團體であることもありましようし、或いは府縣内の市町村、或いは郡内の町村の協議會であることもあると思ひますが、そゝういふものがどういふ範圍の府縣なり市町村の加入した團體であるか、どういふことをやる團體であるか、どういふことをやる府縣知事は承知しておることが必要であります。許可はやらぬにしても、届出を受けてこれを整理し、どういふ協議會なるかといふことを明らかにして置く、こゝういふ趣旨で届出を必要とするように改めたのであります。尤もこの届出につきましては制裁がございませぬから、届出をしなればこれはそれだけのことで止るを得ないのであります。それから協議について議會の議決を経なければならぬといふのは、議會の議決を経る事項は一々議決を経なければならぬ、こゝう規定しておりますので、それを念のために書いたわけ

であります。これは從來この規定がなかつたのであります。従つてこれがございませぬといふと、協議會は知事なり市町村長だけでこれを作ることできることなるのであります。全國町村長會或いは全國市長會といつたやうな、こゝういふ種類の協議會は、市町村長だけで作つてもよいに考えられますが、併し大體の方向としては、やはり市町村全體の仕事をやる協議會といふふになつて参りますので、こゝういふ場合に市町村長だけでやるのは適當でない、やはり市町村の議會の議決を経る方が適當であらう、こゝういふことで特に入れたわけでありす。

それから第二項は、公益上必要がある場合に、内務大臣又は府縣知事が強制的に地方公共團體の協議會を設けるという規定であります。これは現實的の必要は目下のところございませぬけれども、大體この考えられておりますところの協議會が府縣のブロック単位にできておりますし、又府縣單位の中にも市町村全體の協議會或いは市町村の協議會或いは町村だけの協議會がそれぞれできつて参りますので、特にこゝういふ強制的の規定を設けませぬで、實際の目的を達し得るといふので、團體の自主性を重んずる見地からこれを削除することにいたしましたのであります。

第三百條の第一項は、その協議會の會長、副會長の數並びにその任期に關する規定であります。現行法におきましては副會長一人となつておりますが、これを二人以内といふことにいたしまして、現實に町村會或いは市町村會あたりと調子を合せるやうにいたしましたのであります。それから毎年一回と

いふのは、現在任期を規定しております。

ます。併しこの場合は選挙に飽くまで

は全部削除すべきわけでありする

す。

ま残つておつたのであります。全部

いづれは、現在任期を規定してありますので、四年でも五年でもというこ
とになり得るわけでありますが、餘り
一人の會長が長くその地位によるとい
うことは、全體に對する暗黙のインフ
ルエンス或いは明示のインフルエンス
等によつてやはり協議會の自主性を侵
し、延いては地方公共團體の自主性を
も侵すような結果になることが虞れら
れますので、毎年これを切替えるとい
ふことにして、總意を新たにして毎
年長を選ぶようにしよう、こういうよ
うにいたしましたのであります。

第二項の「會長及び副會長は、後任
者が就任する時まで在任する」、これ
は互選でありまして、任期をひとつと
一年というふうに決めるのも一つの手
であります。そうすると却つて選挙
の期日が固定いたしました動きがつか
なくなるような場合が考えられますの
で、一應毎年一回互選ということにし
て、後任者が就任する時まで在任する
というようにいたしましたのであります。
三項の「會長が缺けたときは、規約
の定めるところにより、副會長が會長
となるものとする。この場合において
は、會長は、前任者の任期期間に在任す
る。」、これは副會長が會長の缺けた
ときの代理規定であります。この場合
は副會長が當然に會長になつてしまふ
のでありまして、副知事が知事の職務
を代理するのと違ひまして、身分が副
會長から會長になる、こういう便法を
講じたのであります。全國の例では市
長會のような場合において、途中で切
替へがあつた場合に、再びそこに選挙
のために相集をするというのは大變で
ありますので、居坐つてそのまま副會
長が會長になるようになったのであり

ます。併しこの場合は選挙に飽くまで
毎年一回やるという原則でありますか
ら、残任期間だけ任する、こういう
ふうにしたのであります。
それから第四項 會長副會長が缺け
た場合には、假りに毎年二回というよ
うなになつてしまつても仕方がない
といふにかゝ互選を更にやうんだ、こ
ういふ趣旨であります。
それから第三四條の第一項の改正
であります。これは地方公共團體
の協議會を設置する場合に許可事項の
中から外しまして、届出だけでいいと
いうことにいたしましたのと平仄を合
わせまして、廢止をいたしました場合或
いは協議會に加入する地方公共團體の
数を増減する場合、或いはその規約を
變更しようというような場合におきま
しては、從來許可を必要としておつた
のであります。それが、その許可を不要と
いたしました。ただ届出だけをして貰う、こ
ういふふうにした改正であります。そ
れからもう一つ廢止し、或いは加入團
體の数を増減し、規約を變更するとい
う場合には、必ずその地方公共團體が
相互に協議をいたしますが、その協議
についてはそれ／＼の團體が、自分の
議會の議決を経てやらなければなら
ん、こういう趣旨でありまして、前の
規定を準用したわけでありまして、
それから附則の第一條の第一項から
「但し警察部の下に警察署という規定
を除いておきます。これは警察署は現
在のこの國家機關でございまして、
この地方自治法といたしましては、府
縣に警察が設置されるという規定のト
に規定を設けて置いたのであります。
然るに警察法が別途できることになり
ましたので、本来ならば第一條の但書

は全部削除すべきわけでありする
が、この議會にこれを提出いたします
ときには、その状態をございませ
んの、警察法において別途この但書
を全部削除することにいたしまして、
これとしてただこの警察署という特
別機關だけを取除くことにいた
したのであります。それは國家機關の
設置に關する條文を改正したこと
と關聯をいたしまして、これだけを先
に削る方が技術的によろしいので削つ
たのであります。
第二項は先程申し上げました普通、
地方公共團體の知事、市町村長の、補助
機關たる職員、或いは選舉管理委員會
の補助機關たる職員その他一切の地方
公共團體の職員に關する地方公務員法
という法律は、昭和二十三年の
四月一日までにこれを制定しなければ
ならないといふことをここに特に入れ
まして、國家としての地方公務員法制
定についての覺悟と期限というものを
明瞭にいたしました。やがて地方公務
員法が國として立案し制定せられると
いう趣旨を明瞭にいたしましたのであり
ます。
それから第五條でございますが、こ
れは今の法律というものが、ここでは
はり地方公務員法と申しますが、そう
いふ法律に結び付きますので、そうい
う名前に書き變えたのであります。
それから第七條の警察署を削りまし
た點は、先程申し上げましたのと同じ理
由であります。
第九條もこの地方公務員法に關する
規定でありますので、用語を統一いた
したのであります。
今まで説明をいたしました附則は地
方自治法に對する附則でありま

す。
その次の赤字の附則は、今回この
地方自治法の一部を改正する法律案に
くつ附します附則であります。その第
一條は「この法律は、公布の日から、
これを施行する。但し、附則第四條
は、同年十二月二十日から、これを施
行する。」、この施行の時期をここで
示しておるのであります。
それから附則の第四條の規定と申し
ますのは、昭和二十二年法律第二號第
三條に關する部分を除く、これは選舉
人名簿の規定であります。選舉人名簿
は御承知のように、現在の規定では毎
年九月十五日に作りまして、その翌年
の十二月二十日まで掲げ置かれるので
あります。今回そういういわゆる定時
名簿主義を臨時名簿の主義に變更まし
たのであります。現に生きておしま
す名簿は、今年の十二月二十日まで効
力を持つておりますから、そのときに
切替へることいたしました。十二月
二十日まで現行法の選舉人名簿で行
なつて、十二月二十日から新しい改正
名簿に切替へる。即ち選舉があつたら
その都度選舉人名簿を作つてやる。
こういうふうにいたしましたわけであり
ます。
それから第三條に關する部分とい
うのは、これは選舉人名簿に關係のござ
いせん所でありまして、應召してお
ります地方議會の議員が、復員して歸
て来た場合には當然議員の職を復活す
る、地位を復活するといふ規定であり
ます。これは新憲法施行前におきまして
はそういうことを考へておつたのであ
ります。殊に過般の地方選挙の行われ
ます前には、復員した軍人が再び町村
なり府縣の議會の議員であればそのま

ま残つておつたのであります。が、全部
總改選になりましたので、そのような
規定は必要がありませんので、その規
定を削除したのであります。その規
定は何も十二月二十日まで待つ必要
がないので、公布の日から直ちに施行
する、こういう意味で殊に除いておる
のであります。
それから第二條の衆議院議員選舉法
の一部を次のように改正するといふ規
定であります。これは衆議院議員選
舉法の内務大臣に屬します事項を、
地方自治委員會に原則として移すた
めの改正であります。但しいろいろな規
則を定めたりするようなことは、この
當時豫定しておりました地方自治委員
會の性格から申してそういう権限を持
つておりませんので、そういうものは
所轄の大臣である内閣總理大臣の名に
おいて、閣令としてこれを制定しよう
といふところで、規則に關係のありま
す事項、即ち衆議院議員選舉法の第百
條の選舉運動の文書圖畫に關する命
令、これは地方自治委員會令といつた
ようなものでなくて、閣令で定めると
いう趣旨で、内務大臣を内閣總理大臣
に變更しておるのであります。
第百條の二といふのは、いわゆる當
選舉後の挨拶行爲の制限の規定であ
ります。これはやはり一般命令であり
ますので閣令で定めよう、こういうわ
けであります。
その他の七十六條以下はいずれも單
なる行政處分でありまして、報告その他
の行爲でありますので、これは地方
自治委員會といふふうにしてあるので
あります。
それから第三條の參議院議員選舉法
の一部を次のように改正するといふの

も、衆議院議員選挙法と同じ趣旨でいたした改正であります。

第十三条は「内務大臣」というのを「内閣総理大臣」にしてありますが、これは「全国選出議員選挙管理委員会」は内務大臣の所轄とす」という規定であります。これはやはり地方自治委員会というものは、いずれかの大臣の所轄にしなければならぬので、これは當然に内閣総理大臣、こういうことになるわけです。その他の内務大臣を自治委員会に改めた規定は、これも単純な報告その他の行政処分がおります。

それから八十三條は、これは選挙運動の文書圖畫の形式、それから数値、指示の場所等に関する命令の規定でありまして、これはやはり命令で定めるので、かようにいたしましたのであります。

それから第四條は先程ちよつと説明いたしました衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律であります。これは今まで單純な讀み替へで讀んでおりましたので手を加えておりません。そこでこの際新しい地方自治法の規定に合いますように訂正をしたのであります。先ず市町村會議議員選挙管理委員会というむずかしい名を使つておりますが、これは昭和二十一年の地方制度で議員選挙管理委員会というのが出ておつたのであります。地方自治法におきましては知事、市町村長のうちに議員以外の公職の者の選挙も一緒に管理する建前にいたしましたので、市町村の選挙管理委員会、こういうふうにしたのであります。その他は大體そういう趣旨の規定の改正であります。

それからその次の第二項に「第一項の選挙人名簿を調製する場合において、衆議院議員選挙法第五條第一項及び第十二條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日よりこれを算定する。」、こういうふうな規定をいたしました。これは地方自治法の二十六條の第三項と調子を合せました規定でありまして、二十六條の第三項、即ち現在衆議院議員選挙法におきましては、選挙権の要件というものは選挙の期日よりこれを調べるのではなくして名簿調製期日で調べる、ただ年齢だけは名簿確定の期日で調べるというふうになつておるのであります。これをもちと先へ進めまして、將來行方選挙の期日に満二十歳になる、又それまでに丁度住所期間が満六ヶ月になるという者であれば選挙権を有する、こういう趣旨で名簿に登記させる、こういうふうにいたしましたのであります。地方自治法においても同調して衆議院議員選挙法と特に直すようにいたしましたのであります。

それからその次は古い地方制度の規定を引張つておりましたのを、これに相當する地方自治法の規定に引張るようにしただけの改正であります。一番最後に第三條を削ると申しますが、先程申しました復員した市町村會議議員、府縣會議議員などが、その地位に回復するという規定を削除した改正であります。

第五條に「この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。」今回の改正について「経過的措施を設けなければならないところがございますので、こういう委任規定を置きまして、経過的措施を考えようとい

うわけでありまして。○委員長(吉川末次郎君) 御質問ありません。……御質問がなければ一先これで終ることにいたします。尚先程申し上げましたようにまだ豫備審査の過程にありますが、先程鈴木さんの御質問もありましたが、十分に審議を盡しましたために、討論に入ります前に議員の質問は重複せざる限り御質問願ひ機會を持ちたいと思ひます。それでは次の委員会は鈴木さんの御質問に對して御答辭願ひます。本日はこれで散會いたします。

午後三時五十三分散會
出席者は左の通り。
委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
委員 鈴木 直人君
羽生 三七君
村尾 重雄君
大隅 愷二君
草葉 隆國君
黒川 武雄君
岡田喜久治君
青山 正一君
岡本 愛祐君
柏木 庫治君
阿竹齊次郎君
池田 恒雄君
岡元 義人君

政府委員
内務事務官 林 敬三君
(地方局長)
説明員
内務事務官 鈴木 俊一君
(地方局長)
政課長